

クリーンいわて運動推進要綱

(目的)

第1 この要綱は、県民、事業者、関係団体、市町村及び県が協働して、地域におけるごみのポイ捨て及び廃棄物の不法投棄を防止するとともに、各種清掃活動により清潔を保持し、並びに廃棄物の発生・排出の抑制、循環的利用の促進及び適正な処理を推進し、もって安全で快適な生活環境の確保及び循環型地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(運動の名称)

第2 運動の名称は「クリーンいわて運動」とする。

(運動の目標)

第3 環境美化活動の実践により、ごみの散乱を防止し、住環境の清潔を保持するとともに、廃棄物処理事業に対する理解と協力体制の充実を図り、廃棄物の発生・排出抑制、リユース及びリサイクル(3R)を促進することを目標とする。

(運動の期間)

第4 年間を通して実施するものとし、6月5日の「環境の日」を含む「環境月間」(6月1日～6月30日)を強調期間とする。

(運動の主体)

第5 実施主体は、県民、事業者、関係団体、市町村、県とする。

(運動の内容)

第6 運動の主な内容は次のとおりとする。

(1) 散乱防止のための普及啓発及び清掃による環境美化

- ア 広報誌、ポスター、パンフレット、リーフレット、ホームページ、イベント等による広報活動
- イ 各種会議等での指導及びPR
- ウ 清掃や植栽植樹等環境美化活動の実施
- エ 学校教育を通じての環境学習と環境美化活動の実践
- オ 社会教育を通じての研修会等による啓発及び美化活動への参加
- カ 廃棄物の不法投棄等防止のパトロールの実施
- キ 活動の顕著な団体及び個人に対する表彰
- ク クリーンいわて行動の日の設定

(2) 3Rの推進

- ア 詰替え商品の購入や簡易包装、マイバッグの持参等消費行動におけるごみの発生・排出抑制への意識の高揚と実践
- イ フリーマーケットの開催等リユースの促進
- ウ 資源ごみの分別回収や集団回収によるリサイクルの促進
- エ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等各種リサイクル関連制度についての勉強会開催による制度の周知
- オ 活動の顕著な団体及び個人に対する表彰

(県民の役割)

- 第7 県民は、地域で協力して居住地周辺の清掃活動を行うなど安全で清潔な住環境の保持に努めるほか、家庭外において自ら生じさせたごみについても責任を持って持ち帰る等ごみの散乱防止及び適正処理に努めるものとする。
- 2 県民は、日常生活において3Rを意識した行動を実践するとともに、市町村及び県の施策に積極的に協力、参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第8 事業者は、事業所及び占有地の清掃を徹底し、安全で清潔な環境の保持に努めるほか、地域における環境美化活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、事業活動に伴い生ずる廃棄物の3Rと適正な処理に努めるとともに、市町村及び県の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

- 第9 関係団体は、市町村及び地域住民と協力して安全で清潔な環境の保持のための本運動の目的に沿った取組みを積極的に実施するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

- 第10 市町村は、特定の期間又は日に「クリーンいわて行動の日」を設け、広報活動等によりごみのポイ捨て防止と不法投棄防止の意識啓発及び高揚に努め、地域住民や事業者に対し環境美化活動への協力、参加を呼びかけるとともに、その成果を把握するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、住民及び事業者に対して、廃棄物処理事業や3Rに関する情報を提供するとともに、学校及び地域における環境学習を推進し、環境美化及び3Rの推進に関する意識啓発に努めるものとする。

(県の役割)

- 第11 県は、ごみのポイ捨て防止、廃棄物の不法投棄防止及び3Rの推進に関する総合的な施策を実施するものとする。
- 2 県は、広報活動等によりごみのポイ捨て防止と不法投棄防止意識啓発に努め、事業者、関係団体、市町村に積極的な環境美化活動の実施を呼びかけるとともに、その実施状況及び成果を取りまとめ、公表するものとする。
- 3 県は、県内の廃棄物処理の状況を県民に情報提供するとともに、関係団体、市町村と連携して3Rの推進に関する普及啓発を行うものとする。
- 4 県は、市町村の実施する施策に関し、必要に応じ情報の提供、技術的指導、その他の援助に努めるものとする。
- 5 県は、活動の顕著な団体及び個人に対し環境美化功労者表彰を行うものとする。
- 6 県は、本運動に必要な資料の作成及び配付を行うものとする。

附則

この要綱は、昭和59年11月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月3日から施行する。